

お問合せの皆さま

この度の特定技能制度に、こん包が追加されたことによるお問合せをいただいておりますが、制度施行の時期が迫る中、全国中小企業団体中央会ならびに経済産業省の指導を受け定款の変更や規定の作成などに取組んでおり大変お待たせを致しておりますが、今しばらく時間がかかる状況にあります。つきましては現状決まっている事柄を事前にセルフチェックをしていただきたくご連絡申し上げます次第であります。

まず、誤解がないように最初に申し上げておきますが、今回の分野追加のこん包は、従来の工業包装としての技能実習制度の企業さまがそのまま移行されるものではありません。新たに追加された分野としてのこん包のカテゴリーの範囲でないと東日本梱包工業組合および西日本梱包工業組合に参加されても特定技能制度が活用できないこととなります。

下記項目にすべて該当する企業さまのみが今後の審査対象となります。

(一部もしくは全部該当しない企業さまは特定技能制度の活用はできません)

チェック項目	レ
1 こん包や製函の請負契約が結ばれているか？	
2 こん包料や製函料としての売上（請求書）があるか？	
3 木箱や鉄製容器など標準化された専門技術や知識を要するこん包や製函の作業であるか？	
4 こん包や製函用の必要な設備機器があるか？ (横切鋸、ネイラー、切断機、溶接機など)	
5 こん包や製函作業に必要な場所（工場）があるか？	
6 こん包や製函作業の専従者がいるか？	

まずはご確認いただき今後の企業さま方針をお決めいただければと存じます。

令和6年9月24日

日本梱包工業組合連合会